本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

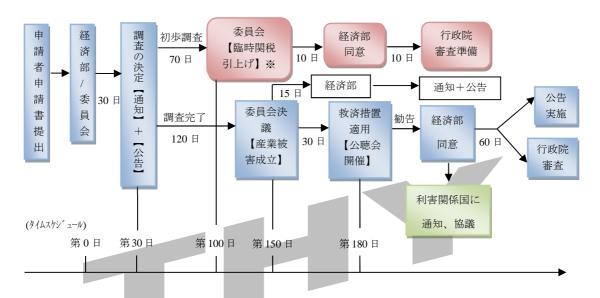
産品輸入に対する救済制度(中)

四、救済案件の処理機関

申請案件については、経済部貿易調査委員会(以下「委員会」)が調査し 処理を担当する¹。

五、救済案件処理の流れ

下記の図に整理し説明する。



※ 委員会による初歩調査を経て、輸入の増加が国内産業に重大な損害をもたらすに至る、又は重大な損害のおそれを有するとして案件に明確な証拠が示されたと認められるとき、遅延により回復しがたい損害をもたらす緊急の状況下において、委員会は、産業被害の成立又は不成立の決議を行う前に先行して臨時の関税引上げを要請することができる。その実施期間は、最長で200日を超えてはならないほか、正式な公告の実施期間に算入することができない。

20170731/Newsletter/k, n 1

¹ 委員会は、経済部次長が主任委員を兼任し、外に 12 名から 14 名を招聘し委員を兼任させ組織する。案件は、主任委員が委員 1 名又は 2 名を指名し処理を担当させるほか、調査案件の需要に応じて関係機関を招集し人員を派遣する、又は主任委員によるプロジェクトに業務に関連する学識経験者・専門家を招いて調査に協力することができる。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

六、利害関係人の輸入救済案件への参与に関する方式

- 1. 利害関係人とは、本方法第 5-1 条の規定により、その範囲は次の通りとする。
 - (1) 産品の国外生産者・国外輸出業者・国内輸入業者又はそれが主要な構成員である商業若しくは工業団体
 - (2) 産品輸出国若しくは生産国政府又はその代表
 - (3) 国内で同一又は直接に競合する産品の生産者又はそれが主要な構成員である商業若しくは工業団体
 - (4) その他委員会が利害関係人と認める者

2. 利害関係人の案件参与方式

委員会より発行送付された調査質問書又は査問書簡へ詳細かつ誠実に 回答する・案件申請の立場及び意見を適切に伝える・委員会による立 会い検査にできる限り協力する・関連公聴会に参加するなど



本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。